

## 令和7年度第2回庁議議事録

### 概要

#### 1. 開催日時

令和7年5月15日（木） 午前9時30分～午前10時00分

#### 2. 開催場所

市役所 5階 市長公室

#### 3. 出席者

市長、副市長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、市民経済部長、福祉部長、健康子ども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長、企画部次長

社会福祉課長、下水道課長

(幹事)

企画政策課長、秘書課長

#### 4. 議題等

- 1) (仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について(議題)
- 2) 浦安市下水道事業経営戦略の改定について(議題)

#### 5. 議事の概要

- 1) (仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について(議題)
  - ・(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について説明があった。
- 2) 浦安市下水道事業経営戦略の改定について(議題)
  - ・浦安市下水道事業経営戦略の改定について説明があった。

#### 6. 会議経過

- 1) (仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について(議題)

福祉部長より、(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)の背景や現

状、構成や今後のスケジュールについて説明があった。

《質問・意見》

教 育 長： 条例（素案）第8条の中で、ヤングケアラー等への支援の必要性が記載されているが、ヤングケアラー等に対して、自分自身がヤングケアラー等の対象であることを自認できるよう啓発を進めていく必要があると感じた。

市 長： 啓発について条例（案）に反映するよう検討すること。また、人権の視点からこども分野、福祉分野のほかに多様性社会推進分野の視点も必要であるため、併せて検討を行うこと。

都市政策部長： 市内・市外に関わらずケアが必要な人は存在するが、ヤングケアラー等の対象の範囲、また、訪問支援員が支援する対象の範囲はどこまでか。

福 祉 部 長： 市内のヤングケアラー等がいる世帯への支援を想定している。

都市政策部長： 本条例の対象にならない方からの相談を受け、支援が必要と判断された場合はどうするのか。

健康こども部長： 相談自体は市内の方、市外の方を問わず実施しているので、その方が居住する自治体の担当部署に繋げていくことを想定している。

市 長： まず、広域の視点では、本来、児童相談所が対応することになると考える。その上で本条例は理念条例であることから、実際の対応は運用で対応していくことが想定される。また、運用の範囲内になるが、こうした案件が生じた際、通報の義務についても言及していく必要がある。修正が必要な個所についてはパブリックコメントまでに反映すること。

2) 浦安市下水道事業経営戦略の改定について（議題）

都市整備部長より、浦安市下水道事業経営戦略の改定の背景やポイント、主な内容について説明があった。

《質問・意見》

都市政策部長： 使用料の改定に関して本市の指針によると原則3か年を目途とあるが、5か年サイクルで見直す理由は。

都市整備部長： P D C Aサイクルを国の指針に合わせ5か年で実施していくことを想定しているが、使用料を改定する際に見直し期間については検討していく。

副 市 長： 現状についてしっかり分析を行うこと。

財 務 部 長： ロードマップでは令和9年度に使用料を改定すると示しているが、早めに対応していく必要があるのではないか。

都市整備部長： 早めに対応していきたい。

財 務 部 長： 負担金・補助金について、令和7年度当初予算と39、40ページに記載されている金額が異なるが、今後見直していくのか。

都市整備部長： 本経営戦略は令和5年度ベースで作成しているため、現時点で修正しない予定。

市 長： 2年古いデータとなるため、パブリックコメントなどのタイミングで修正するか再度検討すること。

都市整備部長： 令和7年度のコストに修正し、どのように見込みに影響が生じるか確認する。

企 画 部 長： 上水に関して、千葉県水道局では20%料金改定する試算を示しているが、下水道はどの程度値上げする見込みか。

都市整備部長： 現在のところ未定である。

市 長： 料金改定に関してはシミュレーションを行うこと。また、料金改定を見越す場合は、本計画にも反映しておく必要がある。

市 長： 令和9年度のコストが高額になっているのはなぜか。

都市整備部長： 舞浜ポンプ場の整備を想定しているため。

市 長： パブリックコメントに向け、しっかり内容を精査すること。